

2018

11

November



# CLIENT

H30.11.05 No.326



## Q&A ~皆様からのご質問にお答えします~

- ・年末調整に関するご質問

P1

### 医療トピックス

- ・全身的な疾患を有する患者に対する歯科医療の充実

### 税務トピックス

- ・年末調整に関する改正について

P5・6

P2

### 医療トピックス

- ・医院でのセルフレジ導入

### 相続トピックス

- ・民法改正の影響(3)  
～「預貯金の仮払い制度」の創設～

P7

P3・4

## 本社移転のお知らせ

このたび、弊社では業務拡大に伴い本社を移転する運びとなりました。これもひとえに皆様のご支援の賜物と心より御礼申し上げます。

今後とも社員一同業務に精励いたしますので、一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。  
記

移 転 日：平成 30 年 12 月 3 日（月）

新 住 所：〒100-6033 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビルディング 33 階

新電話番号：日本クレアス税理士法人 医療事業部（直通番号） 03-3593-3237

グループ代表番号

03-3593-3235

## 年末調整に関するご質問

Q&A～皆様からのご質問にお答えします～

医院では年末調整に関する資料を従業員から集める時期となります。各医院から年末調整に関して、ご質問の多い事項をご紹介いたします。問い合わせがありましたら、ご活用ください。

### ① Question1

結婚して「姓」が変わったとき、転居して「住所」が変わったとき、「○扶（マルフ）」を再提出する必要はありますか？

### ② Answer1

再提出の必要があります。ただし、個人番号（マイナンバー）は記載しないでください。

| 平成30年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書 |                     |                  |             |        |            |   |
|---------------------------|---------------------|------------------|-------------|--------|------------|---|
| 所轄税務署長等                   | 給与の支払者の<br>名前（氏名）   | （アリガタ）<br>あなたの氏名 | 生年月日        | 性別     | 配偶者<br>の氏名 | 扶 |
| 税務署長                      | 給与の支払者の<br>法人（個人）番号 | あなたの個人番号         | 年<br>月<br>日 | 男<br>女 | 配偶者の<br>氏名 | 扶 |
| 市区町村長                     | 給与の支払者の<br>所在地（住所）  | あなたの住所<br>又は居所   |             |        | 配偶者の<br>住所 | 扶 |

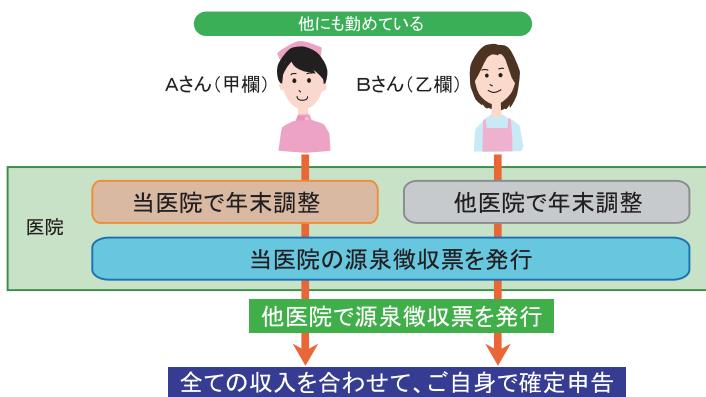
再提出の場合、  
マイナンバーは  
書かないでください！

### ③ Question2

2カ所で勤務している従業員がいます。この場合、年末調整はどうなりますか？

### ④ Answer2

源泉徴収票の区別が「甲欄」か「乙欄」（※）かで、対応が異なります。詳細は、下図をご覧ください。なお、2カ所以上で勤務している従業員は、ご自身で確定申告を行う必要があります。



※「甲欄」、「乙欄」とは、一般的には、  
最も勤務時間が長く、かつ、  
給与の金額も大きい職場が「甲欄」で、  
そうではない職場が「乙欄」となります。

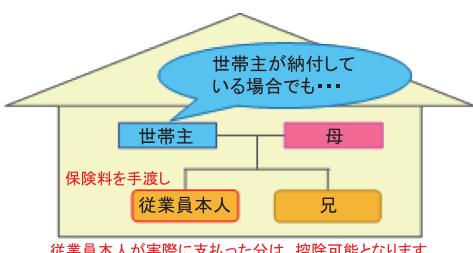
### ⑤ Question3

従業員が国民健康保険に加入していますが、保険料を父親が支払っています。この場合、従業員の計算では社会保険料は控除できないのでしょうか？

### ⑥ Answer3

社会保険料控除は、実際に支払った方で控除しますので、  
今回のケースですと従業員の方は控除できません。

国民健康保険の納付書は世帯主宛てに届きますが、右図の  
ケースのように、実際は従業員が自身の保険料を支払ってい  
る場合（世帯主に保険料を手渡している等）は、納付書の宛  
名が世帯主でも支払った分は社会保険料の控除が可能です。  
ご不明点がありましたら、担当までお問い合わせください。



従業員本人が実際に支払った分は、控除可能となります。

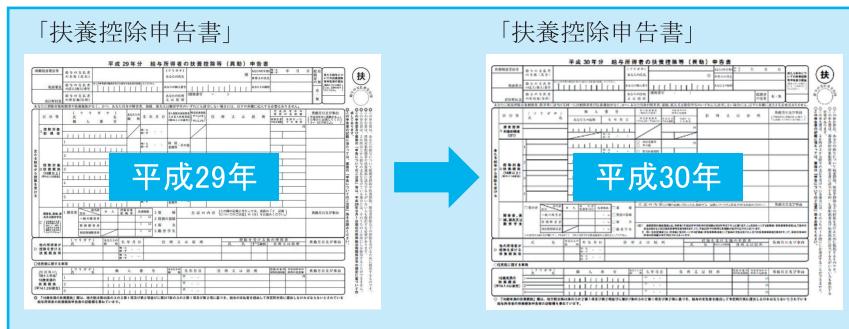
平成30年の年末調整からは申告書が2枚に分割されるなどの変更点があります。

### ■ 申告書の変更について

- ① 従来の「保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書」が2つの申告書へと分かれます。  
甲欄の従業員へ2枚ともお渡しください。記入の上、回収してください。



- ② 扶養控除等申告書については、前年同様で変更はありません。



### ■ QRコード付控除証明書

平成30年の年末調整より「QRコード付控除証明書」が従来のハガキ等の控除証明書と同じ添付書類として扱われます。控除証明書の形態が増えますので、ご注意ください。

「QRコード付控除証明書」の要点は、次の通りです。

- ・保険会社からXMLデータ（電子的控除証明書）を受け取る。
- ・国税庁ホームページの専用ページにアクセスして、XMLデータ（電子的控除証明書）をアップロードすると、「QRコード付控除証明書」が交付されます。
- ・その「QRコード付控除証明書」を印刷すると、年末調整や確定申告に使うことができます。（今までのハガキと同じ扱い）

電子的控除証明書の発行は生命保険会社が行います。発行するかは保険会社の任意となっており、利用する場合は保険会社からの案内等をご確認ください。

ハガキ等の控除証明書を紛失した場合、このシステムを利用すれば、インターネット上ですぐに再発行できるようになります。

[ご不明な点がありましたら、担当までお問合せください。](#)  
日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は [03-3224-2873](tel:03-3224-2873)

## 民法改正の影響(3)～「預貯金の仮払い制度」の創設～

平成30年7月6日、民法の相続に関する規定（相続法）を改正する法案が成立しました。この法案は、約40年ぶりとなる相続法の大きな見直しとなります。

今回は、新たに創設された「預貯金の仮払い制度」についてご紹介します。遺産分割協議が終わる前でも金融機関から預貯金が引き出せるという制度であり、平成31年1月13日から施行されます。

### ■ 改正内容

今まで原則として、遺産分割協議が終了するまでは、預貯金を含む相続財産は相続人全員の共有財産であることから、遺産分割の前に、預貯金の払戻や名義変更ができず、葬儀費用の工面に困る方もいました。そこで、相続法を改正して遺産分割協議が終わる前でも、金融機関から預貯金を引き出せる2つの「仮払い制度」が創設されました。

#### (1) 家庭裁判所で手続きする方法

家庭裁判所に遺産分割の審判または調停を申し立てたうえで、預貯金の仮払いを申し立てると、家庭裁判所の判断により他の共同相続人の利益を害さない範囲内で仮払いが認められる方法です。

#### (2) 直接、金融機関の窓口で手続きする方法

各相続人が単独で、金融機関へ下記(ア)の金額を払戻し請求ができる方法です。  
ただし、下記(イ)の金額を上限とします。



- (ア) 相続開始時の預貯金の額 × 1/3 × 仮払いを求める相続人の法定相続分
- (イ) 法務省令で定められる金額（100～150万円の見込）

### ■ 事例

事例をもとに、(ア)の方法で「仮払い制度」がなされた場合を考えてみたいと思います。

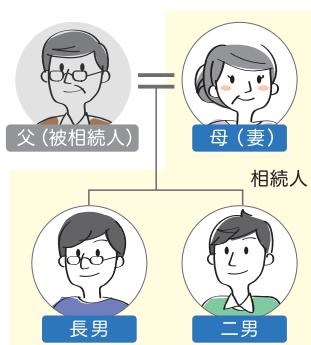
- ・父親が亡くなった。父親は銀行に600万円を預金していた。
- ・相続人は、妻と、長男と二男の3名。

相続開始時の預貯金の額  $600\text{万円} \times 1/3 = 200\text{万円}$

#### 仮払いを求める相続人が妻の場合

$$200\text{万円} \times 1/2 = 100\text{万円} \text{ (妻が払い戻しできる金額)}$$

遺された遺族に資金がない場合、父親の口座からおろした預金で葬儀などができるようになります。



妻が払い戻し請求できる  
金額は100万円となる

## ■ 各方法のポイント

### (1) 家庭裁判所で手続きする方法

家庭裁判所の手続きを要するため、コストや時間がかかるてしまうデメリットがあります。

しかし、必要な金額について簡単な証明ができれば、申し立て額の範囲内で仮払いを認めてくれる可能性があります。そのため、借入金の返済や相続人の生活費など、(2)の方法の上限金額以上の金額が必要な場合に適していると考えられます。

### (2) 直接、金融機関の窓口で手続きする方法

(1)の方法と比べて簡便的かつ短期間で払戻しができる方法です。

しかし、各金融機関で100～150万円（見込）の上限が設けられる予定のため、多額の費用には適しません。そこで、比較的少額かつ緊急性が高いもの（葬儀費用など）を支払うときに活用できます。

なお、どちらの方法でも、仮払いされた預貯金は、その相続人が遺産分割（一部分割）により取得したものとみなされます。そのため、後日、遺産分割のときに実際の相続財産から控除されます。



## ■ 留意点

確かに、相続法改正により相続人の資金調達がしやすくなります。しかし、(1)家庭裁判所で手続きする方法では、相続人1人が金融機関からの借入返済のためと偽り、口座残高の全てを払い戻してしまう可能性があります。その場合に、他の相続人に対しての救済方法をどうするのかが課題となります。

また、比較的時間がかかる(2)直接、金融機関の窓口で手続きする方法でも、法定相続人（数）を証明するために、相続人等の戸籍謄本を取得する必要があると予想されます。

そうすると、戸籍謄本を取得するのに、最低限の時間が必要です。そして、葬儀費用が必要な場合、通夜やご葬儀の準備で忙しく、わざわざ金融機関で手続きをする時間がないのが現状ですから、この方法を活用するのが難しくなります。

預貯金の仮払い制度は利便性が高いですが、法整備をきちんとしないと、相続争いの火種になる可能性があります。今後、具体的な運用方法が発表されると思いますので、動向に注目していきたいと思います。

## 相続のバイブル

「相続のバイブル」は、円満で幸せな相続を願う皆さまの相続や遺言に関する「わかりにくい」を解決し、相続や遺言に対して興味関心、理解を深めるための一助となることを願い開設いたしました。

詳細は、Webサイトをご確認ください！

相続のバイブル

GO

<https://souzokubible.com/>

記事に関してのご質問は、お気軽にお問い合わせください。

日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873

## 「全身的な疾患有する患者に対する歯科医療の充実」

高齢化が進展するなかで、全身の疾患（糖尿病、高血圧性疾患、不整脈、心不全など）をもつ患者さんへの歯科治療においては、より安全で安心できる環境の整備が求められています。しかし、出血などのリスクもあり、歯科医院では慎重な対応をとることもあると思います。

平成30年歯科診療報酬改定では、こうした全身的な疾患有する患者に対する歯科疾患に対する管理を充実させる観点から、歯科治療総合医療管理料の見直しが行われます。

### ■歯科治療総合医療管理料の見直し①

複数の基礎疾患有しており、歯科治療のリスクが高い患者については、バイタルサインをモニタリングしながら歯科治療を行うことが必要となる場合が増加してきています。全身疾患有する患者に対する評価として「歯科治療総合医療管理料」がありますが、算定回数は増加傾向にあるもののまだ少ないのが現状です。

今回の改正により、歯科治療総合医療管理料（II）については、対象疾患の拡大と名称の見直しが行われます。対象患者の拡大として、糖尿病や慢性気管支炎、てんかん、喘息などが追加されます。

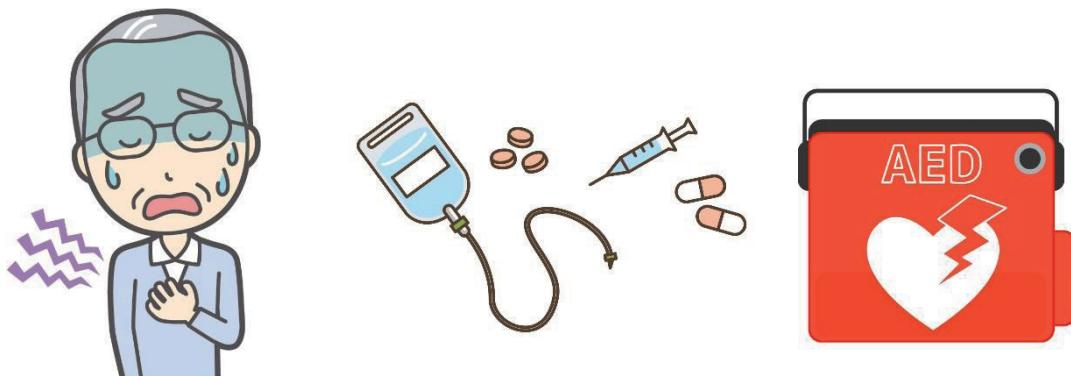
算定の要件は、患者の血圧、脈拍、経皮的動脈血酸素飽和度を経時的に監視し、必要な医療管理を行った場合です。（II）は、医科医療機関から診療情報提供料の様式に基づく紹介が必要ありません。

#### (1)歯科治療総合医療管理料の見直し

| 現行（一日につき）           |     | 改定後（一日につき）      |     |
|---------------------|-----|-----------------|-----|
| 歯科治療総合医療管理料（II）     | 45点 | 改歯科治療時医療管理料     | 45点 |
| 在宅患者歯科治療総合医療管理料（II） | 45点 | 改在宅患者歯科治療時医療管理料 | 45点 |

#### (2)対象患者

| 現行                               | 改定後  |
|----------------------------------|--|
| 高血圧性疾患、虚血性心疾患、不整脈、心不全、脳血管障害がある患者 | 高血圧性疾患、虚血性心疾患、不整脈、心不全、脳血管障害がある患者<br><br>【追加された項目】<br>●糖尿病 ●慢性気管支炎 ●てんかん<br>●喘息 ●甲状腺機能低下症<br>●甲状腺機能亢進症<br>●副腎皮質機能不全<br>●慢性腎臓病の患者（腎代替療法を行う患者に限定）<br>●人工呼吸器を装着している患者 又は<br>在宅酸素療法を行っている患者 |



## ■ 歯科治療総合医療管理料の見直し②

今回の改正により、医科医療機関から診療情報提供料の様式に基づく紹介が必要な「歯科治療総合医療管理料（I）」及び「在宅患者歯科治療総合医療管理料（I）」は廃止され、区分と対象疾患の見直しが行われます。

算定要件としては、別の保険医療機関（歯科診療を行うものを除く）の担当医から診療情報の提供を受け、適切な総合医療管理を実施した場合に算定されます。

※歯科治療時医療管理料又は在宅患者歯科治療時医療管理料は別に算定可

### (1)歯科治療総合医療管理料の見直し

| 現行                 |      | 改定後                          |     |
|--------------------|------|------------------------------|-----|
| 歯科治療総合医療管理料（I）     | 140点 | 廃止                           |     |
| 在宅患者歯科治療総合医療管理料（I） | 140点 | 廃止                           |     |
|                    |      | 新<br>歯科疾患管理料<br>総合医療管理加算     | 50点 |
|                    |      | 新<br>歯科疾患在宅療養管理料<br>総合医療管理加算 | 50点 |

### (2)対象患者

| 現行  |  | 改定後  |  |
|---|--|--|--|
| 糖尿病、高血圧性疾患、虚血性心疾患、不整脈、心不全、喘息、慢性気管支炎、甲状腺機能障害、脳血管障害、てんかん、甲状腺機能亢進症、自律神経失調症、骨粗鬆症、慢性肝臓病がある患者 |  | 糖尿病の患者、骨吸収抑制薬投与中の患者<br>感染性新内膜炎のハイリスク患者、<br>関節リウマチの患者、<br>血液凝固阻止剤投与中の患者 |  |

## ■ まとめ

全身的な疾患有する患者への医学管理の拡充を図るために、バイタルサインをモニタリングしながら歯科治療を行う場合の対象患者が拡充されました。

これにより、裾野が広がると期待されます。

また、患者にとってより安全で安心できる歯科医療の総合的な環境整備の評価として、歯科外来診療環境体制加算（**外来環**）が平成20年に新設されました。その届出歯科医療機関数は増加しているものの、平成28年10月の時点では13,928 施設に留まっています。AEDの設置や医療機関との連携が求められますが、体制が整えられそうな医院においては、検討してみてはいかがでしょうか。

## 外来環とは？

歯科医療機関は、患者さんが不安や緊張、様々な身体的ストレスなどによって、治療中に体調が悪くなるなど、万一の緊急事態が起こった場合に適切に対応できなければなりません。

そのため、AEDなどの医療機器を備えたり、予め医科医療機関と密接に連携するなど、患者さんが、安心・安全に歯科医療を受けられるような体制を整えておく必要があります。

また、医療事故を未然に防ぐため、適切な研修を受けた常勤の歯科医師が配置されていなければなりません。歯科外来診療環境体制加算とは、そのような基準を満たしていることを、厚生労働省地方厚生（支）局に届出ている歯科医療機関が初・再診料に加算する点数です。

記事に関するご質問やお問い合わせは、下記までご連絡ください。

日本クレアス税理士法人 医療事業部

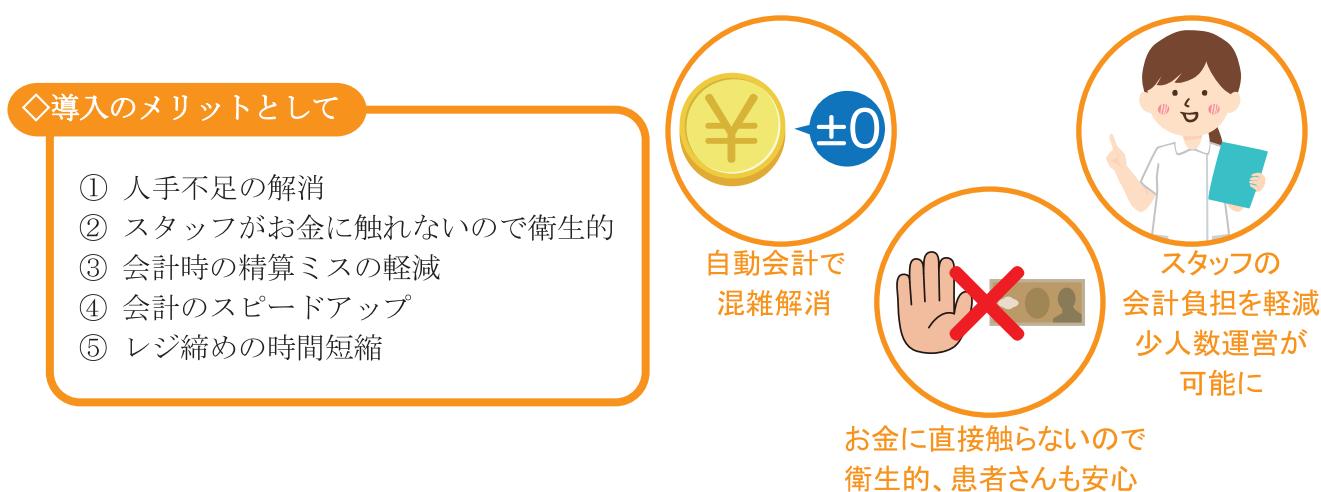
お問い合わせ先は ☎03-3224-2873

クインテッセンス出版株式会社主催で行われた『第8回 ワールドデンタルショー2018』（パシフィコ横浜／10月5日～7日）に、医療事業部のスタッフ数名で見学に行ってきました。

今回のデンタルショーで大変興味深かったのは、『自動釣銭機』いわゆるセルフレジ（セミセルフレジ）です。

最近では、スーパーやコンビニ、アパレル店やレンタルショップなど、様々な場所で見かけるようになりましたが、医療業界においては総合病院で見かける程度でした。

そんな中、レセコンと連動させた対面式のセミセルフレジにすることにより、設置場所や導入費用を抑え、診療所でも導入可能であることを前面に打ち出したブースが何件かありました。



導入メリットは上記のようになりますが、特に③と④のメリットが大きいと感じました。お金の数え間違いやお釣りの過不足、お釣りのもらい忘れなどの違算やレジ締めの作業に意外と多くのスタッフがストレスを感じています。また、会計が一致しないで発生する残業を減らすこと、レジ締め時間の短縮などによるコスト削減効果も見込まれます。

さらに、レジ担当が属人的にならず、他のスタッフでも即戦力化が図られることにより、より働きやすい環境を作ることも可能となるでしょう。今後の雇用形態の見直しや、週休3日勤務などにも備えることができます。セルフレジの導入は、受付業務の省力化はもちろん、医院のイメージアップにもつながるかもしれません。



## 日本クレアス税理士法人 医療事業部

### ▼東京本社▼

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-2-12 NBF 赤坂山王スクエア 2F  
電話 : 03-3224-2870 FAX : 03-3224-2877

### CLIENT 326号

- 発行日 : 2018年11月5日
- 発行元 : 日本クレアス税理士法人 医療事業部
- URL : <https://ca-medical.jp>
- お問合わせ先 : 電話 03-3224-2873 FAX 03-3224-2874

◇国内◇ 東京 / 大阪 / 千葉

日本クレアス税理士法人

日本クレアス社会保険労務士法人

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

株式会社コーポレート・アドバイザーズ M&A